

緊急人材育成支援事業実施要領

職発第0608002号
能発第0608020号
平成21年6月8日

改正 平成21年7月10日 職発0710第13号、能発0710第8号

改正 平成22年2月23日 職発0223第6号、能発0223第1号

緊急人材育成・就職支援基金事業として実施する緊急人材育成支援事業に係る業務の実施については、「緊急人材育成・就職支援基金事業の実施について」（平成21年6月5日付け厚生労働省能発第0605002号）によるほか、以下のとおりとする。

1 基金による職業訓練の実施

(1) 目的

深刻な経済危機の中で、製造業を中心とした雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、今後も悪化が予想される雇用失業情勢の影響を受け、失業期間が長期化していくことが懸念される場所である。

雇用保険を受給できない者（求職者給付の受給資格がない者又は受給が終了した者、自営廃業者等）については、職業訓練機会を拡充するため、専修学校、教育訓練企業等の民間教育訓練機関をはじめ、大学・短期大学、事業主、職業訓練法人、NPO法人等（以下「教育訓練機関等」という。）の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。

このため、基金による職業訓練（以下「基金訓練」という。）の実施の仕組みについて以下のとおり定め、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が中心となって総合的に推進する職業訓練、再就職、生活への支援の円滑な実施に資するものとする。

(2) 基金訓練の実施機関

基金訓練の実施機関（以下単に「実施機関」という。）は、専修学校、各種学校、教育訓練企業等の民間教育訓練機関、大学・短期大学、事業主、職業訓練法人、NPO法人、社会福祉法人、認定職業訓練施設、農林水産業等の団体、事業主団体等、遍く基金訓練に相応しい教育訓練資源を有する機関とし、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）は、これらの機関に対して基金訓練の実施を勧奨し、訓練コースの設定・コーディネート、訓練計画の認定、訓練の的確な実施等について必要な援助を行うものとする。

ワークショップ型訓練（合宿型訓練（以下「合宿型若者自立プログラム」という。）は3～6か月程度、それ以外は6か月～1年程度）は、社会的事業等の事業内容に関わる職場を模した作業環境等でのワークショップ（ロールプレイ、職務のエッセンスを抽出した作業訓練、課題発見学習等）、基礎知識習得のための座学等を効果的・弾力的に組み合わせた教育プログラムにより、社会的事業等や関連分野の企業等への就職に当たり求められる職場環境・作業への適応、働く自信の回復、基礎的な技能の習得等を目的として実施する。

このうち、合宿型若者自立プログラム（3～6か月程度）は、様々な要因により、相当期間、教育訓練を受けず、就労することもできない若者に対して、合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験、社会的事業等分野の業務についてのOJT等を組み合わせた教育プログラムにより、社会人、職業人として必要な基本能力の習得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労に導くことを目的として実施する。

(イ) OJT型訓練（6か月～1年程度）

社会的事業等分野の経営、事業遂行への参画に係るOJT（日常の業務に就きながら行われる訓練をいう。以下同じ。ここでは、社会的事業等経営者のいわゆる「抱持ち」研修、事業スタッフとしての実務研修等をいう。）、社会的事業等経営上の知識習得のための座学等を効果的・弾力的に組み合わせた教育プログラムにより、社会的事業等経営上の実践的知識・技能の習得を目的として実施する。

2 実施機関の確保

(1) 実施機関の開拓

協会は、平成22年度末までに以下の数の基金訓練が実施されるよう、専修学校、各種学校、教育訓練企業等の民間教育訓練機関、大学・短期大学、事業主、職業訓練法人、NPO法人、社会福祉法人、認定職業訓練施設、農林水産業等の団体、事業主団体等に対して基金訓練の実施を奨励し、実施機関の開拓を行うものとする。

① 職業横断的スキル習得訓練コース	11万人
② 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース	
・ 医療分野	
・ 介護・福祉分野	
・ IT分野	
・ 電気設備分野	
	合計
	12万人

(3) 認定基準の策定

協会は、基金訓練が求職者の再就職に真に資するものとして設定、実施されるよう、基金訓練が満たすべき基準（以下「認定基準」という。）を策定し、厚生労働本省に協議の上、公表するものとする。

認定基準は、雇用の拡大の見込まれる産業、職業、人材像を総合的に踏まえた上で、以下の要件を踏まえて策定するものとする。

なお、社会的事業者等訓練コースについては、以下のほか(4)イによるものとする。

ア 訓練体制等の整備に関する事項

(ア) これまでの実施機関の訓練実績等にかんがみ、安定した事業運営が可能と認められること。

(イ) 適切な施設・設備を確保するとともに、適切な指導が可能であると認められる訓練指導担当者を配置するものであること。

(ウ) 登録キャリア・コンサルタント（キャリア・コンサルタントとしての一定の資格・経験を有する者であって、ジョブ・カード講習を受講し、厚生労働省又は登録団体に登録された者）を配置するもの又は配置が見込まれるもの（ジョブ・カード講習受講資格を有する者を配置、これらの者の採用、配置転換による確保を計画しているなど）、その他キャリア・コンサルティングの実施体制を確保するものであること。

イ 訓練の実施内容に関する事項

(ア) 訓練受講料が無料であること。ただし、受講者本人の所有に帰するテキスト代、実習服、宿泊に伴う個人の生活費（食費、宿泊費）等は、受講者本人の負担とする。

(イ) 訓練期間が、3か月以上1年以下であること。

(ウ) 実施しようとする訓練の目標、カリキュラムの内容、訓練時間等に整合性を有すること。

なお、訓練時間が、1か月当たり原則100時間以上であること。

(エ) 基金訓練を行う一単位の訓練生数が、おおむね10人から30人までであること。ただし、離職者等の発生状況及び地域労働市場の動向等により、これにより難しいもの、新規成長・雇用吸収等訓練コースのうち事業主、事業主団体がOJTを主体に実施するもの及び社会的事業者等訓練コースについては、1人（合宿型若者自立プログラムは2人）を単位とすることができるものとする。

(オ) 以下のいずれにも該当しないものであること。

なお、事業主又は事業主団体が実施主体である場合は、当該事業主への就職促進に資するものであれば、下記a、b及びdについて、この限りではないものとする。

就業実現に資するとともに、これらの社会的事業者の担い手を育成して、社会全体の人材育成機能の更なる向上にも寄与するための訓練を実施する。

イ 本事業の対象となる実施機関

以下のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 法人格を有する団体であること。
- (イ) 営利を目的とせず、社会教育、環境保全、人権擁護、男女共同参画社会の形成、子供の健全育成など、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条別表の特定非営利活動に相当する、社会性の高い事業を展開しているものであること。
- (ウ) 社会的事業等分野での就業又は起業若しくは経営参画を希望する者に対する人材育成機能を備えているものであること。
- (エ) 宗教、政治活動を目的としたものでないこと。

ウ 主な対象者

(ア) ワークショップ型訓練

非正規労働者、ニート等の若者、障害者、母子家庭の母等で、社会的事業等分野での就業を希望する者。ただし、合宿型若者自立プログラムにおいては、合宿型若者自立プログラムにより就職の実現が見込まれる概ね40歳未満の無業者。

(イ) OJT型訓練

NPO法人等の起業、経営参画を希望する者。

(5) 訓練計画の認定

協会は、(1)により開拓した法人等が作成した訓練計画のうち、認定基準に適合するものを基金訓練として認定するものとする。訓練計画の期間は、最長で1年間とする。

なお、実施機関において、基金訓練を実施するに当たり、従来実施していた委託訓練の実施規模が著しく減少している等の状況が把握された場合には、基金訓練に加え、委託訓練についても、引き続き実施枠の確保が図られるよう助言、指導を行うものとする。

(6) 緊急人材育成支援事業協議会の設置

協会は、実施機関の開拓、訓練計画の認定等、基金訓練の的確な運用を行うために、都道府県労働局、都道府県、専修学校及び各種学校等を会員とする団体、学識経験者等を構成員とする「緊急人材育成支援事業推進協議会」を都道府県ごとに設置し、必要な協議を行うものとする。

3 的確な訓練受講の確保のための援助

作成指導、面接指導、これらを含むキャリア・コンサルティング、求人情報の提供、職業紹介（無料職業紹介事業又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。）、訓練修了前1か月以降における求職活動のための安定所への来所勧奨、その他上記の支援を実施するための時間の確保等が考えられる。

6 訓練実施状況等の確認等

(1) 訓練実施状況の確認等

協会は、訓練計画を認定したすべての実施機関について、奨励金の申請等に係る確認を行うとともに、当該計画の有効期間中におおむね月1回を目途に関係職員等をして、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行わせ、的確に行われていない場合には、必要な指導、助言を行うものとする。

(2) 就職状況等の確認等

実施機関は、訓練修了者及び就職のための訓練中退者（以下「訓練修了者等」という。）の下記の事項について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて把握を行うとともに、協会に対し当該把握結果を報告するものとする。また、報告の際には、訓練修了者等からの書面を添付するものとする。

ア 全基金訓練共通

訓練修了時及び訓練修了3か月以内の就職状況（就職のための訓練中退者の場合は、訓練中退時の就職状況）、その他の帰すう

イ 合宿型若者自立プログラムのみ

アに加え、訓練修了後6か月経過後の就労状況等

(3) 訓練計画の認定の取消し

訓練コースが認定基準に合致しなくなった場合、実施機関に基金訓練の運営における不適正な行為があった場合、又は実施機関が協会の指導・助言に従わず、若しくは所定の報告を行わない場合には、協会は、当該実施機関の訓練計画の認定を取り消すことができるものとする。

7 就職実績が低調な訓練コースに対する措置

実施機関において実施した訓練コースの就職率が60%未満となった場合、当該実施機関がその後同種の訓練コースの実施を予定しているときには、協会は、就職実績が向上するよう、訓練計画の見直し、就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出させるものとする。

- | | |
|--------------|--------|
| ① 被扶養者を有しない者 | 月額10万円 |
| ② 被扶養者を有する者 | 月額12万円 |

(4) 支給の手続き

訓練・生活支援給付金は支給対象者からの請求により、以下により支給するものとする。

ア 受給資格の認定

安定所は、受講勸奨又は受講推薦を行うに当たり、訓練・生活支援給付金の支給を希望する者については、訓練・生活支援給付受給資格認定申請書を提出させ、所要の確認書類及び申請者本人の自筆署名による申告書が添付されていることを確認し、当該確認書類に基づき、(2)の支給対象者に係る事項について確認した上で、提出された書類一式を都道府県労働局を経由して協会へ取り次ぐものとする。協会は、申請書及び所要の確認書類を審査し、受給資格の決定を行うものとする。

なお、(2)の④から⑧までの要件の確認及び⑥の該当の有無の確認については、確認書類によることが困難な場合又は本人より申立てがあった場合には、申請者本人の自筆署名による申告書によることとして差し支えないものとする。

イ 支給の決定

実施機関（本項目においては、公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設を含む。）は、受講者から委任状の提出を受け、訓練開始日が属する算定基礎月の支給については受講開始後速やかに、当該算定基礎月に係る訓練・生活支援給付支給申請書及び所要の確認書類を、協会に提出するものとする。以降の支給については算定基礎月の前の1か月間の訓練が終了するごとに、当該算定基礎月に係る申請書及び所要の確認書類に、当該算定基礎月の前の1か月に係る出席状況報告を添付して（算定基礎月の起算日が訓練開始日又はそれに相当する日以外の日である受講者については、当該算定基礎月の前の1か月間に係る出席状況報告を添付すること。）、当該実施機関の所在地を管轄する安定所での確認を受けて、協会に提出するものとする。確認書類については、前回の申請時から異動のないものについては、その旨の誓約書を以て足りるものとする。

協会は、申請書及び所要の確認書類を審査し、支給の決定を行うものとする。

なお、協会において、申請書等の提出が適切になされていない実施機関を把握した場合には、6の(1)により、速やかに適切な提出を指導するとともに、必要に応じて訓練実施状況の確認を行うものとする。

ウ 訓練修了日が属する算定基礎月に係る支給の特例

イにかかわらず、訓練修了日が属する算定基礎月に係る支給については、当

(1) 目的

労働金庫は、訓練・生活支援給付のみでは訓練受講中の生活費に不足する者に対し、円滑な訓練受講に資するために、生活に必要な資金（訓練・生活支援資金）を貸し付けるものとする。

(2) 貸付条件

ア 貸付対象者

訓練・生活支援給付金の支給対象者であり、かつ、労働金庫が審査の上、返済が困難ではないと判断する者とする。

イ 上限額等

訓練・生活支援資金融資は、訓練・生活支援給付の支給を受ける月について、以下の額を上限として行うものとする。

- | | |
|--------------|-------|
| ① 被扶養者を有しない者 | 月額5万円 |
| ② 被扶養者を有する者 | 月額8万円 |

ウ 担保・保証人

担保・保証人は不要とする。ただし、労働金庫が定める信用保証機関を利用することを条件とする。

エ 貸付利率

労働金庫が別途定めるところによる（信用保証料を含めて3.0%の予定）。

オ 返済方法

最終貸付日の翌月まで元金据え置き、初回貸付日から5年以内（貸付額が50万円以上の場合は10年以内）に元利均等月賦償還（最終弁済時年齢65歳）とする。

カ 返済免除

訓練の修了6か月後までに、6か月以上の雇用が見込まれる就職をして雇用保険一般被保険者資格を取得した場合には、貸付額の50%に相当する額の返済を免除するものとする。

(3) 貸付の方法

安定所は、8の(4)アにより訓練・生活支援給付受給資格認定申請書等を受け付けるに当たり、訓練・生活支援資金の貸付を希望する者に対しては、労働金庫が定める具体的な手続を教示した上で、貸付要件の確認書を交付するものとする。貸付申込は本人が労働金庫店舗に出向いて行い、労働金庫が審査及び貸付決定を行うものとする。

(4) 訓練・生活支援資金融資事業に対する補助

エ 不正行為に対する処分

偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった実施機関については、協会は、訓練計画の認定の取り消しなど、必要な措置を講ずるものとする。

11 新規訓練設定奨励金の支給

(1) 目的

協会は、基金訓練枠を拡大するため、基金訓練として新たに訓練コースを設定した実施機関に対して、新規訓練設定奨励金を支給するものとする。

(2) 支給金額

ア すべてに共通するもの

訓練コースを新たに設定した場合に、その訓練の期間及び定員数に応じて、以下の額を支給するものとする。

なお、同種の訓練コースを反復して実施する場合には、当該コースに係る支給は、初回実施の1コースのみを対象とする。また、若者自立塾特別奨励金の支給対象となった訓練コースについては、同一の建物内で同一主体が同一の訓練コースを新たに設定する場合には、新規訓練設定奨励金は支給しない。

訓練期間	定員数			
	1～9人	10～14人	15～19人	20人以上
3月以上6月未満	1人当たり 5万円	50万円	75万円	100万円
6月以上9月未満	1人当たり 10万円	100万円	150万円	200万円
9月以上12月以下	1人当たり 15万円	150万円	225万円	300万円

イ 社会的事業者等訓練コースの実施機関に限るもの

1 施設当たり800万円を限度として、訓練実施のために必要な施設・設備の設置又は整備等を行うために要した費用に4/5を乗じて得た額とする。(当該実施機関の社会的事業者等訓練コースの受講者が計10名以上である場合に限

のとする。

なお、事業主、事業主団体がOJTを主体として実施する訓練に係るものについて、別途委託する場合は、以下のア及びイに該当するものとする。

- (ア) 地域の人材ニーズ及び実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。
- (イ) 人材の育成について高度なノウハウを有し、実施機関に対して的確な助言援助を行えること。
- (ウ) 全国各地に拠点を有していること。

イ ジョブ・カード講習等事業

ジョブ・カード講習等事業の委託先とできる法人は、以下のすべてに該当するものとする。

- (ア) 直近5年間以内にキャリア・コンサルティングに関する講習実施の実績があること。
- (イ) 事業を実施する上で有効なノウハウ等を有し、キャリア・コンサルティングに関する有識者等との連携・協力を行えること。

(3) 委託先の選定

協会は、あらかじめ委託する事業の内容、受託者に求められる条件等の仕様を作成して公示し、公正に委託先を決定するものとする。

13 施行日

本事業は、通知の日から施行する。ただし、1、10及び11は、別途定める日以降開始される訓練について適用するものとし、8は、別途定める日以降に支給対象者の要件に該当する者について適用するものとする。

9については、労働金庫が指定した日から施行するものとする。